

# 市川市障害福祉サービス等支給決定基準

いつも新しい流れがある 市川



令和7年10月  
市川市障がい者支援課

## 目次

1	はじめに	1
(1)	支給決定基準の目的	1
(2)	支給決定基準の位置付け	1
(3)	非定型の支給決定への対応	1
(4)	本基準の変更について	1
2	支給決定の考え方	1
(1)	支給決定における勘案事項	1
(2)	支給量又は地域相談支援給付量を定める単位	1
(3)	支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間	2
(4)	自立支援給付と介護保険給付との適用関係	3
(5)	同時に支給決定できるサービスの組み合わせ	4
(6)	2人介護可の考え方	4
(7)	訓練等給付費に係る障害福祉サービスにおいて標準利用期間を超えて利用する場合の支給決定	5
(8)	地域移行支援において給付決定期間を超えて利用する場合の地域相談支援給付決定	5
(9)	暫定支給決定について	5
3	支給決定基準	7
(1)	障害福祉サービス	7
①	居宅介護	7
②	重度訪問介護	9
③	同行援護	10
④	行動援護	11
⑤	療養介護	11
⑥	生活介護	12
⑦	短期入所	13
⑧	重度障害者等包括支援	14
⑨	施設入所支援	16
⑩	自立訓練（機能訓練）	17
⑪	自立訓練（生活訓練）	17
⑫	宿泊型自立訓練	18
⑬	就労選択支援	18
⑭	就労移行支援	19

⑮	就労継続支援A型	20
⑯	就労継続支援B型	22
⑰	就労定着支援	23
⑱	自立生活援助	24
⑲	共同生活援助	25
(2)	地域相談支援	26
①	地域移行支援	26
②	地域定着支援	27
(3)	計画相談支援	28
(4)	地域生活支援サービス等	29
①	移動支援	29
②	訪問入浴サービス	30
③	日中一時支援	30
④	地域活動支援センターの利用	30

## 1 はじめに

### (1) 支給決定基準の目的

本基準は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）に基づき、本市における介護給付費、訓練等給付費、地域相談支援給付費、計画相談支援給付費及び市川市地域生活支援サービスに係る地域生活支援事業費（以下「介護給付費等」という。）の支給決定に係る基準を定めるものである。

厚生労働省が示す「介護給付費等に係る支給決定事務等について」（以下「事務処理要領」という。）その他の関連通知（以下「事務処理要領等」という。）を基本とし、障害者総合支援法に基づく適正な事務処理を行うための市独自の基準として策定する。事務処理要領では、市が介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の可否や支給量の決定についての基準を定めておくことが適当であるとされている。

本基準は、障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス等の種類ごとの支給量の目安（以下「標準支給量」という。）を定め、地域で生活するための生活全般のニーズに応じたサービス等利用計画案に基づき、公平かつ適正に支給決定を行うことを目的とする。

なお、この基準は、個々のサービス利用者に対する支給量の上限を定めるものではない。

### (2) 支給決定基準の位置付け

本基準は、行政手続法第5条に規定する審査基準に位置付けられる。したがって、県が支給決定障害者等から本市が行った支給決定に関する審査請求を受けた場合、県は、基本的には、本基準に照らして審査を行うこととなる（県の不服審査基準になる。）。

### (3) 非定型の支給決定への対応

本基準で定める標準支給量を超える支給が必要と考えられる場合、「市川市障害福祉サービス等支給決定会議」（以下「支給決定会議」という。）及び必要に応じて「市川市障害者介護給付費等審査会」（以下「審査会」という。）の意見を聴取し、その結果を勘案した上で市長が最終的に支給決定を行う。

なお、特に専門的な技術を要する支援など、支給決定会議のみでは判断が困難と思われる案件については、審査会に意見を求めるものとする。

### (4) 本基準の変更について

障害者総合支援法等の改正その他必要が生じた場合は、本基準を速やかに見直すものとする。

## 2 支給決定の考え方

### (1) 支給決定における勘案事項

介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うため、以下の項目に留意する。

- ① 障がい者等の障害支援区分又は障がいの種類及び程度その他の心身の状況
- ② 障がい者等の介護を行う者の状況
- ③ 障がい者等に関する介護給付費等の受給の状況
- ④ 申請に係る障がい児が現に障害児通所支援又は指定入所支援を利用している場合には、その利用状況
- ⑤ 申請に係る障がい者が現に介護保険法の規定による保険給付に係る居宅サービス（同法第8条第1項に規定する居宅サービスのうち、同条第2項に規定する訪問介護、同条第7項に規定する通所介護及び同条第9項に規定する短期入所生活介護に限る。）を利用している場合には、その利用状況
- ⑥ 当該障がい者等に関する保健医療サービス又は福祉サービス等（③から⑤までを除く。）の利用の状況
- ⑦ 当該障がい者等又は障がい児の保護者の障害福祉サービスの利用に関する意向の具体的内容
- ⑧ 当該障がい者等の置かれている環境
- ⑨ 当該申請に係る障害福祉サービスの提供体制の整備の状況

### (2) 支給量又は地域相談支援給付量を定める単位

- ① 訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護）

家族の介護力等を勘案し、時間数による月当たりの支給量を決定する。

#### ア 生活環境係数

訪問系サービスにおける月当たりの総支給量を決定するために、対象者の生活環境に応じた調整を行う「生活環境係数」を定める。標準支給量は、「3 支給決定基準」の障害支援区分に応じた単位数に下表の生活環境係数を乗じたものとする。この標準支給量と、対象者の希望する支給量を比較して、希望する支給量が標準支給量を超えるときには、支給決定会議にて検討することとする。

#### イ 生活環境係数表

生活環境	家族等の支援	生活環境係数
家族等 と同居	受けられる	0.9
	一部受けられる（日中は仕事等で不在）	1.0
	家族に支援が必要（家族にも障がいがある等で本人への支援ができない）	1.2
単身生活		1.3

## ② 短期入所

一月当たりの利用必要日数を支給量として決定する。各月において平均的に利用が必要と認められる場合には、1年以内の支給決定有効期間を通じて「〇〇日／月」として均一の支給量を定めることが可能であるが、月により必要日数が異なる場合には、月ごとに異なる支給量を決定する。また、利用が単発である場合は、必要な月のみ支給量を定めて支給決定することもできる。

## ③ 重度障害者等包括支援

サービス等利用計画案を踏まえ、月当たりの支給量を一月のサービス利用に要する包括報酬の単位数として決定する。

## ④ 日中活動系サービス（生活介護、自立訓練（生活訓練）、自立訓練（機能訓練）、就労選択支援、就労移行支援及び就労継続支援）

原則として、各月の日数から8日を控除した日数（以下「原則の日数」という。）を限度として決定する。特に、施設入所支援と併せて日中活動系サービスを利用する場合の当該日中活動系サービスの支給量については、「介護給付費等の支給決定について」（平成19年3月23日付け障発第0323002号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）に基づき、土日に係る支援について、施設入所支援の報酬の中で評価していることから「原則の日数」を上限とする。

ただし、次のア又はイの場合には「原則の日数」を超える支給量を決定することを可能とする。

ア 日中活動系サービスの事業運営上の理由から、「原則の日数」を超える支援が必要となる場合、事業所は県に届け出ることにより、当該施設が特定する3か月以上1年以内の期間において利用日数の合計が「原則の日数」の総和の範囲内であれば利用することができるものとする。

イ アに該当しない場合であっても、心身の状態が安定している、介護者が不在で特に支援の必要があるなど、利用者の状態等に鑑み、市が必要と判断した場合には、「原則の日数」を超えて決定することができるものとする。

なお、詳細については「日中サービス等を利用する場合の利用日数の取扱いに係る事務処理等について」（平成18年9月28日付け障発第0928001号、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）による。

## （3）支給決定又は地域相談支援給付決定の有効期間

### ① 基本的な考え方

支給決定の有効期間は、原則として障害支援区分の有効期間（最長3年間）の範囲内で決定する。

なお、受給者の管理上、一人の利用者について必要以上に異なる支給決定の有効期間が設定されることは好ましくないことから、計画相談支援給付費が支給されて

いる者については、できる限り計画相談支援給付費の支給の有効期間の終期と合わせるものとする。

## ② 有効期間の設定

原則、各サービスに係る有効期間は、支給決定又は地域相談支援給付決定を行った日から当該日が属する月の末日までの期間と、次に掲げる各サービスに応じた上限期間の範囲内の合算した期間（支給決定又は地域相談支援給付決定を行った日が月の初日である場合には、次に掲げる各サービスに応じた有効期間の範囲内）とする。

ただし、標準利用期間が設定されている訓練等給付費に係る障害福祉サービスについては、原則として支給開始日から1年間を有効期間とするものとする。

上限期間	サービス名
1か月	就労選択支援
6か月	地域移行支援（審査会を経た者を除く。）
1年	居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援（養成施設を除く）、就労継続支援B型（支給決定時に50歳未満の者）、就労定着支援、自立生活援助、共同生活援助（体験利用）及び地域定着支援
2年	共同生活援助（地域移行支援型ホーム）
3年	療養介護、生活介護、施設入所支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型（支給決定時に50歳以上の者）及び共同生活援助（共同生活型）
5年	就労移行支援（養成施設）

また、以下のとおり、有効期間の設定方法に違いがあるサービスがあることから、支給決定の際にはこれらの整合を図るものとする。

- ・標準利用期間が設定されている訓練等給付費に係る障害福祉サービス（例：自立訓練、就労移行支援等）については、支給決定開始日から起算して「1年間」を基本とする期間設定を行う。
- ・上記以外のサービス（居宅介護、生活介護、短期入所等）については、原則として「利用者の誕生日月」を終期とする期間設定を行う。

## （4） 自立支援給付と介護保険給付との適用関係

### ① 適用における原則と例外

#### ア 介護保険優先の原則

介護保険サービスに、障害福祉サービスに相当するサービスがある場合は、原則として介護保険（介護給付、予防給付及び市町村特別給付並びに第一号事業）を優先する。ただし、要介護度や障害支援区分といった画一的な基準のみで判断せず、

障がい特性や支援の必要性を踏まえて適切に判断する。

イ 障がい福祉固有サービスの例外

サービスの内容や機能から、介護保険には相当するものがない障害福祉サービス（行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費を支給する。

② 障害福祉サービスの支給を検討する要件

ア 介護保険適用前に障害福祉サービスに係る支給決定を受けていた場合

要介護（要支援）認定を受けた場合でも、介護保険の支給限度基準額では障がい固有のニーズに対応できないときは、介護保険のケアプランに基づき、必要な部分について介護給付費等を支給する。

※標準支給量を超える場合は「非定型の支給決定」とする。

なお、要介護（要支援）認定で「非該当」となった場合は、サービス等利用計画案に基づき、障害福祉サービスによる支援を継続することができる。

イ 介護保険適用前は障害福祉サービスを利用していなかった場合

介護保険の支給限度額までサービスを利用しても、障がい固有のニーズに基づく支援が不足し、市が必要と認めた場合には、介護保険のケアプランに基づき、原則として重度訪問介護又は居宅介護に係る介護給付費を支給する。

（５） 同時に支給決定できるサービスの組み合わせ

障がい者個々のニーズや地域におけるサービス提供基盤は多様であること、さらに、日額報酬化に伴い、報酬の重複なく、様々なサービスを組み合わせることが可能となったことから、原則として併給できないサービスの組み合わせを特定はせず、報酬が重複しない利用形態であるならば、障がい者の自立を効果的に支援する観点から、市が支給決定又は地域相談支給決定時にその必要性について適切に判断し、特に必要と認める場合は併給を妨げないものとする。

（６） ２人介護可の考え方

やむを得ず、２人の従業者による支援が必要とされる場合の取扱いは、こども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める要件並びに厚生労働大臣が定める要件（平成１８年厚生労働省告示第５４６号）を踏まえ、二人の従業者により居宅介護、重度訪問介護、同行援護若しくは行動援護（以下「居宅介護等」という。）又は重度障害者等包括支援として提供される居宅介護等を行うことについて利用者の同意を得ている場合であって、次の①から③までのいずれかに該当する場合とする。

- ① 障がい者等の身体的理由により一人の従業者による介護が困難と認められる場合。
- ② 暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められる場合。

- ③ その他利用者等の状況等から判断して、①及び②のいずれかに準ずると認められる場合。

#### (7) 訓練等給付費に係る障害福祉サービスにおいて標準利用期間を超えて利用する場合の支給決定

訓練等給付費に係る障害福祉サービスのうち、サービス利用の長期化を防ぐために標準利用期間の定められたサービス（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、宿泊型自立訓練、共同生活援助（地域移行型ホーム、サテライト型住居に限る。）及び自立生活援助）について、利用者より標準利用期間を超えて継続の申請があった場合には、審査会に必要な書類を提示して審査を行い、市はそれを踏まえて支給決定を行うものとする。

審査会において必要性が認められた場合、共同生活援助（地域移行型ホーム）については必要最小限の有効期間（1年以内）での更新を可能とし、他のサービスについては最大1年間の更新を可能とする。

なお、サービスごとの標準利用期間については「3 支給決定基準」に定めるところによる。

#### (8) 地域移行支援において給付決定期間を超えて利用する場合の地域相談支援給付決定

地域移行支援は、長期にわたり漫然と支援を継続するのではなく、一定の期間の中で目標を立てた上で効果的に支援を行うことが望ましいサービスであるため、給付決定期間を6か月間までとしている。この期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続き地域移行支援を提供することによる地域生活への移行が具体的に見込まれる場合には、6か月の範囲内で給付決定期間の更新が可能である。

更なる更新の申請があった場合には、審査会に必要な書類を提示し個別審査を行い、市はそれを踏まえて給付決定を行うものとする。

審査会において必要性が認められた場合、6か月の範囲内で更新を可能とする。

#### (9) 暫定支給決定について

##### ① 基本的な考え方

訓練等給付費に係る障害福祉サービスは、障がい者本人の希望を尊重し、より適切なサービス利用を図る観点から、利用を希望する事業について、当該事業の継続利用についての利用者の最終的な意向の確認及び当該事業の利用が適切かどうかの客観的な判断を行うための期間（暫定支給決定期間）を設定した支給決定を行う。

##### ② 対象サービス

###### ア 自立訓練（機能訓練、生活訓練及び宿泊型自立訓練）

ただし、基準該当自立訓練（機能訓練、生活訓練）及び共生型自立訓練（機

能訓練、生活訓練)の利用者については暫定支給決定を要しないものとする。

イ 就労移行支援

ただし、就労移行支援(養成施設)については、当該養成施設においてあらかじめ選考試験等により対象者が選考されるため、暫定支給決定を要しないものとする。

ウ 就労継続支援A型

就労継続支援A型事業所を雇用契約を締結せずに利用する者については、将来的には雇用契約への移行が期待できる障がい者であることから暫定支給決定を行う。

なお、以下 i 及び ii に掲げる場合には、暫定支給決定期間中に行うアセスメントと同等と認められるアセスメントが行われているものとし、本支給決定期間のみの支給決定を行うことを可能とする。

i 現在、就労継続支援A型を利用している障がい者が他の市町村に転居する場合

ただし、転居前に利用していた就労継続支援A型事業所から転居後に利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

ii 就労移行支援を利用していた障がい者が就労継続支援A型の利用を希望する場合

ただし、当該就労移行支援事業所から利用する予定の就労継続支援A型事業所にアセスメント情報が引き継がれており、当該アセスメントの内容から、改めて暫定支給決定を要しないと市が判断できること。

③ 暫定支給決定期間

市は、2か月間を暫定支給決定期間の上限として暫定支給決定を行う。この際、月の半ばから支給決定を行う場合には、支給決定日の属する月の翌月末日を暫定支給決定の有効期間満了日とする。

なお、支給決定日が月の初日である場合には、支給決定日の属する月若しくはその翌月の末日を暫定支給決定の有効期間満了日とする。

### 3 支給決定基準

#### (1) 障害福祉サービス

##### ① 居宅介護

##### ア 身体介護

サービス内容	障がい者等につき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合（障がい児の調査項目（5領域11項目）を参照））である者
標準支給量 （支給量の目安）	区分1 8時間/月（3,100単位） 区分2 10時間/月（4,010単位） 区分3 15時間/月（5,890単位） 区分4 27時間/月（11,070単位） 区分5 44時間/月（17,730単位） 区分6 63時間/月（25,500単位） 障がい児 25時間/月（9,950単位） （介護保険対象者） 区分5 3時間/月（1,100単位） 区分6 5時間/月（1,810単位）
留意事項	月当たりの総支給量を決定するために、上記の標準支給量（単位数）に生活環境係数（本基準2（2）①アを参照）を乗じる。

##### イ 家事援助

サービス内容	障がい者等につき、居宅において家事を行うことが困難な場合に、利用者に対して調理、洗濯、掃除、買い物等の援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する支援の度合（障がい児の調査項目（5領域11項目）を参照））である者
標準支給量 （支給量の目安）	区分1 16時間/月（3,100単位） 区分2 20時間/月（4,010単位） 区分3 30時間/月（5,890単位） 区分4 56時間/月（11,070単位）

	区分5 90時間/月 (17,730単位) 区分6 129時間/月 (25,500単位) (介護保険対象者) 区分5 6時間/月 (1,100単位) 区分6 10時間/月 (1,810単位)
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事援助の具体的な取扱いは、「居宅介護(家事援助)の適切な実施について」(平成28年3月10日付け障障発0310第1号厚生労働省社会・援護局障害福祉部渉外福祉課長通知)を参照。</li> <li>・月当たりの総支給量を決定するために、上記の標準支給量(単位数)に生活環境係数(本基準2(2)①アを参照)を乗じる。</li> </ul>

#### ウ 通院等介助(身体介護を伴う)

サービス内容	身体介護を伴う者に対し、通院等介助(通院又は官公署等(相談支援事業所を含む)への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助)を行う。
対象者	<p>【障がい者】障害支援区分が区分2以上で、かつ、障害支援区分の認定調査項目のうち、以下の①から⑤までに掲げる状態のいずれか1つ以上に認定されていること。</p> <p>① 「歩行」：全面支援          ② 「移乗」：見守り等、部分支援、全面支援          ③ 「排尿」：部分支援、全面支援          ④ 「排便」：部分支援、全面支援          ⑤ 「移動」：見守り等、部分支援、全面支援</p> <p>【障がい児】障がい児の調査項目(5領域11項目)について「食事」「排泄」「移動」「行動及び精神症状」のいずれかに該当する項目がある児童。</p>
標準支給量 (支給量の目安)	通院等に必要時間数/月
留意事項	障がい者等の病院等への通院等のための介助の具体的な取扱いは、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」(平成20年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)を参照。

## エ 通院等介助（身体介護を伴わない）

サービス内容	身体介護を伴わない者に対し、通院等介助（通院又は官公署等（相談支援事業所を含む）への移動のための屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助）を行う。
対象者	障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態（障がい児の調査項目（5領域11項目）を参照））であって、在宅において、日常生活上で特に通院時に援助を要し、日常生活動作は自立している者
標準支給量 （支給量の目安）	通院等に必要時間数／月
留意事項	障がい者等の病院等への通院等のための介助の具体的な取扱いは、「平成20年4月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成20年4月25日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）を参照。

## オ 通院等乗降介助

サービス内容	通院等介助（通院又は官公署等（相談支援事業所を含む）への移動）のため、自らの運転する車両への乗車又は降車の介助を行うとともに、併せて乗車前、若しくは降車後の屋内外における移動等の介助又は通院先等での受診等の手続き、移動等の介助を行う。
対象者	障害支援区分が区分1以上（障がい児にあってはこれに相当する心身の状態（障がい児の調査項目（5領域11項目）を参照））であって、在宅において重度の障がいのため、日常生活上で、特に通院時に乗降介助を伴う介護を有する者。
標準支給量 （支給量の目安）	通院等に必要回数／月

## ② 重度訪問介護

サービス内容	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、居宅において入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事
--------	--

	並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助並びに外出時における移動中の介護を総合的に行うとともに、病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院に入院又は入所している障がい者に対して、意思疎通の支援その他の必要な支援を行う。
対象者	障害支援区分が区分4以上であって、次の①又は②のいずれかに該当する者 ① 次のア及びイのいずれにも該当していること ア 二肢以上に麻痺等があること。 イ 障害支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。 ② 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者
標準支給量 (支給量の目安)	区分4 156時間/月(28,940単位) 区分5 195時間/月(36,270単位) 区分6 334時間/月(62,050単位) (介護保険対象者) 区分4 79時間/月(14,620単位) 区分5 83時間/月(15,290単位) 区分6 124時間/月(22,910単位)
留意事項	月当たりの総支給量を決定するために、上記の標準支給量(単位数)に生活環境係数(本基準2(2)①アを参照)を乗じる。

### ③ 同行援護

サービス内容	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する障がい者等につき、外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の当該障がい者等が外出する際の必要な援助を行う。
対象者	同行援護アセスメント調査票による、調査項目中「視力障害」、「視野障害」及び「夜盲」のいずれかが1点以上であり、かつ、「移動障害」の点数が1点以上の者。
標準支給量 (支給量の目安)	区分に関わらず 50時間/月(13,870単位)

留意事項	月当たりの総支給量を決定するために、上記の標準支給量（単位数）に生活環境係数（本基準2（2）①アを参照）を乗じる。
------	---

#### ④ 行動援護

サービス内容	知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する障がい者等であって常時介護を要するものにつき、当該障がい者等が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ及び食事等の介護その他の当該障がい者等が行動する際の必要な援助を行う。
対象者	障害支援区分が区分3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上（障がい児にあつてはこれに相当する支援の度合）である者
標準支給量 （支給量の目安）	区分3 36時間／月（15,680単位） 区分4 49時間／月（21,130単位） 区分5 65時間／月（28,100単位） 区分6 84時間／月（36,520単位） 障がい児 46時間／月（19,950単位）
留意事項	月当たりの総支給量を決定するために、上記の標準支給量（単位数）に生活環境係数（本基準2（2）①アを参照）を乗じる。

#### ⑤ 療養介護

サービス内容	病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話その他必要な医療を要する障がい者であって常時介護を要するものにつき、主として昼間において、病院において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を行う。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供する。
対象者	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者として次に掲げる者。 ① 障害支援区分6に該当し、気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者

	<p>② 障害支援区分5以上に該当し、次の（ア）から（エ）のいずれかに該当する者であること</p> <p>ア 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者</p> <p>イ 医療的ケアの判定スコア（基本スコア及び見守りスコアを合算して算出する点数をいう。以下同じ。）が16点以上の者</p> <p>ウ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等（12項目）の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアスコアが8点以上の者</p> <p>エ 遷延性意識障がい者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者</p> <p>③ ①及び②に準ずる者として、機能訓練、療養上の管理、看護及び医学的管理の下における介護その他必要な医療並びに日常生活上の世話を要する障がい者であって、常時介護を要するものであると市が認めた者</p> <p>④ 旧重症心身障害児施設に入所した者又は指定医療機関に入院した者であって、平成24年4月1日以降指定療養介護事業所を利用する①及び②以外の者</p>
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数/月

## ⑥ 生活介護

サービス内容	<p>障害者支援施設その他の以下に掲げる便宜を適切に供与することができる施設において、入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他必要な援助を要する障がい者であって、常時介護を要するものにつき、主として昼間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の身体機能又は生活能力の向上のために必要な援助を行う。</p>
対象者	<p>地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な者として次に掲げる者</p> <p>① 障害支援区分が区分3（障害者支援施設に入所する場合は区分4）以上である者</p> <p>② 年齢が50歳以上の場合は、障害支援区分が区分2</p>

	<p>(障害者支援施設に入所する場合は区分3)以上である者</p> <p>③ 障害者支援施設に入所する者であって障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者</p>
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数－8日/月

⑦ 短期入所

サービス内容	居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設、児童福祉施設その他の以下に掲げる便宜を適切に行うことができる施設への短期間の入所を必要とする障がい者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な支援を行う。
対象者	<p>① 障害支援区分が区分1以上である障がい者</p> <p>② 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分(留意事項参照)における区分1以上に該当する障がい児</p>
標準支給量 (支給量の目安)	<p>30日/月</p> <p>180日/年</p>
留意事項	<p>・厚生労働大臣が定める区分(平成18年厚生労働省告示第572号)</p> <p>区分3:食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助を必要とする場合における支援の度合、著しい行動障がい(注)を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合</p> <p>区分2:食事、排せつ、入浴及び移動のうち3以上の日常生活動作について全介助若しくは一部介助を必要とする場合における支援の度合、行動障がい(注)を有する場合における支援の度合又はこれらに準ずる場合の支援の度合</p> <p>区分1:区分3及び区分2に該当しない場合の支援の度合であり、かつ、食事、排せつ、入浴及び移動のうち1以上の日常生活動作について全介助又は一部介助を必要</p>

	<p>とする場合における支援の度合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 医療型短期入所の要件</li> </ul> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 療養介護対象者</li> <li>② 重症心身障害児、医療的ケア児（医療的ケアの判定スコアが16点以上）</li> <li>③ 遷延性意識障害者等、筋萎縮性側索硬化症等の運動ニューロン系疾病を有する者</li> </ol> <p>・ 本市では、地域生活支援拠点等の整備において、面的整備型の手法を採用している。この手法に基づき、地域生活支援拠点等の重要な機能の一つである「緊急時の受入れ・対応機能」の実効性を確保するため、短期入所事業所等を活用した常時の緊急受入体制の構築を推進している。この緊急時の受入れ・対応機能（緊急事態における受入れや医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能）を円滑に運用する体制を維持するため、短期入所に係る介護給付費は30日での支給を推奨している。</p>
--	--

⑧ 重度障害者等包括支援

サービス内容	<p>常時介護を要する障がい者等であって、意思疎通を図ることに著しい支障があるもののうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にあるもの並びに知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有するものにつき、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、短期入所、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、自立生活援助及び共同生活援助を包括的に提供する。</p>
対象者	<p>障害支援区分が区分6（障がい児にあつては区分6に相当する支援の度合）に該当する者のうち、意思疎通に著しい困難を有する者であつて、以下のいずれかに該当する者</p> <p><b>I 類型</b> 以下のいずれにも該当する者。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であること</li> <li>② 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定（軽、中、重</li> </ol>

のいずれかにチェックされていること) なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。

- ③ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定されていること。
- ④ 認定調査項目「10群 特別な医療 レスピレーター」において「ある」と認定されていること。
- ⑤ 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。

**Ⅱ類型** 以下のいずれにも該当すること。

- ① 概況調査において知的障がい程度が「最重度」と確認されていること。
- ② 障害支援区分6の「重度訪問介護」対象者であること。
- ③ 医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(3)麻痺」における「左上肢 右上肢 左下肢 右下肢」において、いずれも「ある」に認定(軽、中、重のいずれかにチェックされていること) なお、医師意見書の「2. 身体の状態に関する意見」中の「(2)四肢欠損」、「(4)筋力の低下」、「(5)関節の拘縮」は「麻痺」に準ずる取扱いとする。
- ④ 認定調査項目「1群 起居動作」のうち、「寝返り」、「起き上がり」又は「座位保持」において「全面的な支援が必要」と認定されていること。
- ⑤ 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。

**Ⅲ類型** 以下のいずれにも該当する者。

- ① 障害支援区分6の「行動援護」対象者であること。
- ② 認定調査項目「6群 認知機能 コミュニケーション」において「日常生活に支障がない」以外に認定されていること。
- ③ 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等

	<p>(12項目)の合計点数が10点以上(障がい児にあってはこれに相当する支援の度合)である者。</p> <p>④</p>
標準支給量 (支給量の目安)	<p>重度障害者包括支援は全てのサービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効率的に行うサービスであることから、当該単位数の決定に当たっては基本報酬のほか、各種加算も含んだものとする必要がある。このため、利用を希望する全ての利用者等からサービス計画表を提出させ、かつ、重度障害者包括支援を提供する予定の重度障害者包括支援事業者から聴取した一月に見込まれる請求単位を踏まえて支給決定を行うものとする。</p>
留意事項	<p>当該サービスの詳細な算定方法等は、「平成30年4月以降の重度障害者等包括支援の取扱いについて」(平成30年3月30日付け事務連絡、厚生労働省社会・援護局社会保健福祉部障害福祉課長通知)に基づくものとする。</p>

#### ⑨ 施設入所支援

サービス内容	<p>その施設に入所する障がい者につき、主として夜間において、入浴、排せつ及び食事等の介護、生活等に関する相談及び助言その他の必要な日常生活上の支援を行う。</p>
対象者	<p>① 生活介護を受けている者であって障害支援区分が区分4(50歳以上の者にあつては区分3)以上である者</p> <p>② 自立訓練又は就労移行支援(以下この②において「訓練等」という。)を受けている者であつて、入所させながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められるもの又は地域における障害福祉サービスの提供体制の状況その他やむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な者</p> <p>③ 生活介護を受けている者であつて障害支援区分4(50歳以上の場合は障害支援区分3)より低い者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の経路を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>④ 就労継続支援B型を受けている者のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手</p>

	続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数/月

⑩ 自立訓練（機能訓練）

サービス内容	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要である次のような障がい者。 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーションの継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な者 ② 特別支援学校を卒業した者であって、地域生活を営む上で、身体機能の維持・回復などの支援が必要な者等
標準利用期間	1年6ヶ月間（頸椎損傷による四肢の麻痺その他これに類する状態にある場合は3年間）
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数－8日/月

⑪ 自立訓練（生活訓練）

サービス内容	障がい者につき、障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通わせ、当該障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所において、又は当該障がい者の居宅を訪問して行う入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要である次のような障がい者。 ① 入所施設・病院を退所・退院した者であって、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者

	② 特別支援学校を卒業した者、継続した通院により症状が安定している者等であって、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な者 等
標準利用期間	2年間（長期入院又はこれに類する事由のある障がい者として事務処理要領に記載のあるものについては、3年間）
標準支給量 （支給量の目安）	当該月の日数－8日／月

### ⑫ 宿泊型自立訓練

サービス内容	障がい者につき、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援、生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援を行う。
対象者	自立訓練（生活訓練）の対象者のうち、日中、一般就労や障害福祉サービスを利用している者等であって、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練その他の支援が必要な障がい者。
標準利用期間	2年間（長期入院又はこれに類する事由のある障がい者として事務処理要領に記載のあるものについては、3年間）
標準支給量 （支給量の目安）	当該月の日数／月

### ⑬ 就労選択支援

サービス内容	就労を希望する障がい者又は就労の継続を希望する障がい者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものにつき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の必要な支援を行う。
--------	---

対象者	就労移行支援又は就労継続支援を利用する意向を有する者及び現に就労移行支援又は就労継続支援を利用している者
標準利用期間	1 か月間
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数－8日／月

#### ⑭ 就労移行支援

サービス内容	就労を希望する65歳未満の障がい者若しくは65歳以上の障がい者（65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた障がい者に限る。）であって、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれるもの又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動、職場体験その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する支援、その適性に応じた職場の開拓、就職後における職場への定着のために必要な相談その他の必要な支援を行う。
対象者	<p>① 就労を希望する者であって、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介その他の支援が必要な65歳未満の者又は65歳以上の者</p> <p>② あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、65歳以上の者を含む就労を希望する者</p> <p>③ 通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援</p>

	を一時的に必要とするもの ※ただし、65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労移行支援に係る支給決定を受けていた者に限る。
標準利用期間	2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする養成施設を利用する場合は、3年間又は5年間）
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数－8日／月
留意事項	一般就労中の利用及び在宅における利用についての具体的な取扱いは、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和7年3月31日付障発0331第2号）」を参照。

⑮ 就労継続支援A型

サービス内容	通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち適切な支援により雇用契約等に基づき就労する者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。
対象者	企業等に就労することが困難な者であって、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の者若しくは65歳以上の者又は通常の事業所に雇用されている65歳未満の者若しくは65歳以上の者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする、次のようなもの。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった者</li> <li>② 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった者</li> <li>③ 企業等を離職した者等就労経験のある者で、現に雇用関係がない者</li> <li>④ 通常の事業所に雇用された後に、労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者</li> </ul>
<p>対象者 (特例)</p>	<p>法においては、障がい者の一般就労を進める観点から、就労継続支援A型事業を創設し、福祉における雇用の場の拡大を目指しているところである。一方、障がい者によっては直ちに雇用契約を結ぶことは難しいが、将来的には雇用関係へ移行することが期待できる者も多いことから、就労継続支援事業A型においては、以下の要件により雇用によらない者の利用を可能とし、雇用関係への移行を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 雇用契約を締結する利用者に係る利用定員の数が10人以上であること。</li> <li>② 雇用契約を締結しない利用者に係る利用定員の数が、利用定員の半数及び9人を超えることができないこと。</li> <li>③ 雇用契約を締結する利用者と雇用契約を締結しない利用者の作業場所、及び作業内容を明確に区分すること（別棟であることや、施設の別の場所で別の作業を実施していること、勤務表、シフト表は別々に管理すること、誰が見ても明確に区分されている状態であること）。</li> </ul>
<p>標準支給量 (支給量の目安)</p>	<p>当該月の日数－8日／月</p>
<p>留意事項</p>	<p>・65歳以上の者は、65歳に達する前5年間（入院その他やむを得ない事由により障害福祉サービスに係る支給決定を受けていなかった期間を除く。）引き続き障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたものであって、65歳に達する前日において就労継続支援A型に係る支給決定を受けていた者に限る。</p>

	<p>・一般就労中の利用及び在宅における利用についての具体的な取扱いは、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和7年3月31日付障発0331第2号）」を参照。</p>
--	--

⑩ 就労継続支援B型

サービス内容	<p>通常の事業所に雇用されることが困難な障がい者のうち通常の事業所に雇用されていた障がい者であってその年齢、心身の状態その他の事情により引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によっても通常の事業所に雇用されるに至らなかった者その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものにつき、生産活動その他の活動の機会の提供その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の必要な支援を行う。</p>
対象者	<p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない者や、一定年齢に達している者などであって、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される者又は通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長若しくは休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要なものとする、次のような者。</p> <p>① 就労経験がある者であって、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者</p> <p>② 50歳に達している者又は障害基礎年金1級受給者</p> <p>③ ①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（令和7年10月以降は、①及び②のいずれにも該当しない者であって、就労選択支援事業者によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者（就労選択支援事業所がない</p>

	<p>地域においては、就労移行支援事業者等によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている本事業の利用希望者))</p> <p>④ 障害者支援施設に入所する者については、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続を経た上で、市が利用の組合せの必要性を認めた者</p> <p>⑤ 通常の事業所に雇用されている者であって、通常の事業所に新たに雇用された後の労働時間の延長又は休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とするもの</p> <p>※④の者のうち「新規の入所希望者以外の者」については、原則、平成24年4月以降の支給決定の更新時にサービス等利用計画案の作成を求めた上で、引き続き、就労継続支援B型の利用を認める。</p>
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数－8日
留意事項	一般就労中の利用及び在宅における利用についての具体的な取扱いは、「就労移行支援事業、就労継続支援事業（A型、B型）における留意事項について」（令和7年3月31日付障発0331第2号）」を参照。

#### ⑰ 就労定着支援

サービス内容	生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援（以下「就労移行支援等」という。）を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者の就労の継続を図るため、企業、障害福祉サービス事業者、医療機関等との連絡調整を行うとともに、雇用に伴い生じる日常生活又は社会生活を営む上での各般の問題に関する相談、指導及び助言等の必要な支援を行う。
対象者	就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が6月（通常の事業所に雇用された後に労働時間の延長の際に就労に必要な知識及び能力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、当該就労移行支援等の終了日の翌日から起算して6月、休職からの復職の際に就労に必要な知識及び能

	力の向上のための支援を一時的に必要とする者として、就労移行支援等を利用した場合は、復職した日から起算して6月)を経過した障がい者
標準利用期間	3年間(3年間の標準利用期間を超えて更新することはできない。)

⑱ 自立生活援助

サービス内容	居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題につき、定期的な巡回又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、障がい者の状況を把握し、必要な情報の提供及び助言並びに相談、関係機関との連絡調整等の自立した日常生活を営むための環境整備に必要な援助を行う。
対象者	<p>居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障がい・疾病等や当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある次のような障がい者。</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、指定宿泊型自立訓練を行う自立訓練(生活訓練)事業所、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所していた障がい者  ※児童福祉施設に入所していた18歳以上の者、障害者支援施設等に入所していた15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>② 共同生活援助を行う住居又は福祉ホームに入居していた障がい者</p> <p>③ 精神科病院に入院していた精神障がい者</p> <p>④ 救護施設又は更生施設に入所していた障がい者</p> <p>⑤ 刑事施設(刑務所、少年刑務所、拘置所)、少年院に収容されていた障がい者</p> <p>⑥ 更生保護施設に入所していた障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊していた障がい者</p> <p>⑦ 現に地域において一人暮らしをしている障がい者又は同居する家族が障がい、疾病等により当該家族による支援が見込めないため実質的に一人暮らしと同等の状</p>

	<p>況にある障がい者であって、当該障がい者を取り巻く人間関係、生活環境又は心身の状態等の変化により、自立した地域生活を継続することが困難と認められる者</p> <p>⑧ 同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むための支援を必要としている者</p>
標準利用期間	1年間

⑱ 共同生活援助

サービス内容	<p>障がい者につき、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ若しくは食事の介護その他の日常生活上の援助を行い、又はこれに併せて、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者につき、当該日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談等必要な支援を行う。</p>
対象者	<p>障がい者（身体障がい者にあつては、65歳未満の者又は65歳に達する日の前日までに障害福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある者に限る。）なお、身体障がい者が共同生活援助を利用するに当たっては、以下①、②に留意すること。</p> <p>① 在宅の障がい者が、本人の意に反して共同生活援助の利用を勧められることのないよう、徹底を図ること。</p> <p>② 共同生活援助の利用対象者とする身体障がい者の範囲については、施設からの地域移行の推進などの趣旨を踏まえ、65歳に達した以降に身体障がい者となった者については新規利用の対象としないこと。</p>
標準利用期間	<p>地域移行型ホーム 2年間</p> <p>サテライト型住居 3年間</p> <p>移行支援型住居 3年間</p>
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数/月

## (2) 地域相談支援

### ① 地域移行支援

サービス内容	障害者支援施設等に入所している障がい者又は精神科病院に入院している精神障がい者その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。
対象者	<p>以下の者のうち、地域生活への移行のための支援が必要と認められる者</p> <p>① 障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がい者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障がい者みなしの者も対象。</p> <p>② 精神科病院に入院している精神障がい者 ※地域移行支援の対象となる精神科病院には、医療観察法第2条第4項の指定医療機関も含まれており、医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p> <p>③ 救護施設又は更生施設に入所している障がい者</p> <p>④ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がい者 ※保護観察所、地域生活定着支援センターが行う支援との重複を避け、役割分担を明確にする観点等から、特別調整の対象となった障がい者（「高齢又は障害により特に自立が困難な矯正施設収容中の者の社会復帰に向けた保護、生活環境の調整等について（通達）」（平成21年4月17日法務省保観第244号。法務省矯正局長、保護局長連名通知。）に基づき、特別調整対象者に選定された障がい者をいう。）のうち、矯正施設から退所するまでの間に障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊など矯正施設在所中に当該施設外で行う支援の提供が可能であると見込まれるなど指定一般相談支援事業者による効果的な支援が期待される障がい者を対象とする。</p>

	⑤ 更生保護施設に入所している障がい者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がい者
給付決定期間	6 か月間
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数/月

## ② 地域定着支援

サービス内容	居宅において単身であるため、又はその家族と同居している場合であっても家族等の障がい・疾病等や当該障がい者の生活環境の大きな変化その他の事情により、居宅における自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障がい者につき、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。
対象者	<p>① 居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>② 居宅において家族と同居している障がい者であっても、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がい者に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある者</p> <p>③ 居宅において家族と同居している障がい者で、同居する家族に障がい、疾病のない場合であっても、地域移行支援を利用して退院・退所した者、精神科病院の入退院を繰り返している者、強度行動障害や高次脳機能障害等の状態にある者等、地域生活を営むため緊急時に手厚い支援を必要としている者</p> <p>※共同生活援助（退居後（外部サービス利用型）共同生活援助サービス費の支給決定を受けている者を除く。）、宿泊型自立訓練の入居者に係る常時の連絡体制の整備、緊急時の支援等については、通常、当該事業所の世話人等が対応することとなるため、対象外。</p> <p>※上記①又は②の者のうち医療観察法の対象となる者に係る支援に当たっては保護観察所と連携すること。</p>

給付決定期間	1年間
標準支給量 (支給量の目安)	当該月の日数/月

### (3) 計画相談支援

サービス内容	障害福祉サービスに係る申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向その他の事情を勘案し、利用する障害福祉サービス又は地域相談支援の種類及び内容その他の主務省令で定める事項を記載したサービス等利用計画案を作成する。
対象者	障害福祉サービスに係る申請若しくは変更の申請に係る障がい者若しくは障がい児の保護者又は地域相談支援の申請に係る障がい者。 ただし、当該申請者が、介護保険制度のサービスを利用する場合については、居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（ケアプラン）の作成対象者となるため、障害福祉サービス固有のものと認められる行動援護、同行援護、自立訓練（生活訓練）、就労選択支援、就労移行支援、就労継続支援等の利用を希望する場合であって、市がサービス等利用計画案の作成が必要と認める場合に求めるものとする。

モニタリング頻度	毎月	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支給決定又は支給決定の変更によりサービスの種類、内容又は量に著しく変動があった者</li> <li>・障がい者支援施設からの退所等に伴い、一定期間、集中的に支援が必要な者</li> <li>・地域定着支援を利用する者</li> <li>・重度障害者等包括支援に係る支給決定を受けることができる者</li> </ul>
	3か月ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、就労移行支援、自立訓練、就労定着支援、自立生活援助又は共同生活援助（日中サービス支援型に限る）を利用する者</li> <li>・65歳以上の者で介護保険におけるケアマネジメントを受けていない者</li> </ul>
	6か月ごと	<ul style="list-style-type: none"> <li>・療養介護、重度障害者等包括支援若しくは施設入所支援を利用する者</li> </ul>

#### (4) 地域生活支援サービス等

##### ① 移動支援

サービス内容	障がい者等の外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動に必要な支援を行う。
対象者	<p>①から④のいずれかに該当する者（重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援に係る介護給付費等の支給決定を受けた者を除く。）</p> <p>① 肢体不自由1級の障がいのある者で、両上肢及び両下肢の機能の障がいのあるもの又はこれに準ずるもの</p> <p>② 知的障がいのある者</p> <p>③ 精神障がいのある者</p> <p>④ 難病患者等であって、①に掲げる者に準ずる者として市長が認めるもの</p>
標準支給量 (支給量の目安)	<p>(障がい者) 20時間/月</p> <p>※通学利用者は40時間/月</p> <p>(未就学児) 4時間/月</p>
留意事項	移動支援事業の詳細な取扱いについては、「市川市移動支援事業実施基準」を参照。

② 訪問入浴サービス

サービス内容	自宅での入浴が困難な重度の身体障がいがある方に対し、定期的に室内でポータブル浴槽を使って入浴の支援を行う。
対象者	身体に重度の障がいのある者又は難病患者等（身体に重度の障がいのある者に準ずる者として市長が認める者に限る。）で、自ら入浴が困難な在宅のものうち、医師から入浴が可能と診断されたもの。 （介護保険法第7条第3項第2号に規定する要介護者又は同条第4項第2号に規定する要支援者で、本市の行う介護保険の被保険者であるものを除く。）
標準支給量 (支給量の目安)	15日/月

③ 日中一時支援

サービス内容	障がい者等の日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な 休息の確保を図る。
対象者	日中において介護する者がいないため一時的に見守り等の支援が必要であると市長が認めた障がい者等
標準支給量 (支給量の目安)	23日/月

④ 地域活動支援センターの利用

サービス内容	障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動、社会との交流の促進等の通所の場を提供する。
対象者	障がい者等
標準支給量 (支給量の目安)	23日/月